

## 19 農山村・中山間地域支援・ 振興関係

---

---

(1) 福島県山村振興基本方針について教えてください。

---

**目 的**

---

山村振興法（昭和40年制定）により振興山村に指定されている地域は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っています。県が策定した「福島県山村振興基本方針」に基づき、該当する市町村が山村振興計画を策定しており、計画に基づく事業の円滑な実施に対して助成等の措置が行われます。

**内 容**

---

5つの視点と具体的な施策

(1) 山村振興のための5つの視点

本県の目指す「美しく豊かな山村地域」を実現するためには、そこに人々が暮らし、いきいきとした個性豊かな活動の中で生活が営まれることが必要であり、さらに地域資源を生かした産業の振興とそれを取りまく地域の主体的な活動が必要となります。また、これらの人々の活動が豊かな自然環境との調和の中で行われることが大切となります。

そこで、「人」・「暮らし」・「産業」・「地域」・「環境」の5つの視点から本県の山村振興のための必要な施策の展開を図ります。

(2) 5つの視点と各種施策の関連

○「人」（づくり）については、地域の活動に必要な最も重要な要素であるという観点から、「担い手施策」「文教施策」などにより、地域の担い手を育て山村地域の活性化を図ります。

○人々の「暮らし」については、利便性があり安定した安全で安心な生活が営まれることが必要であり、「交通施策」「社会、生活環境施策」などに取り組みます。

## 19 農山村・中山間地域支援・振興関係

- 人々の活力ある生活のためには、地域の「産業」の振興が必要であり、山村地域の主要な産業である農林業を中心に「産業基盤施策」「経営近代化施策」などにより産業の活性化を図ります。
- 「地域」が主体となって各種施策を展開できるよう支援し、「集落整備施策」により集落機能の維持への取組や、「交流施策」により地域間の交流などを図ります。
- 「環境」の視点から、自然との共生を図るため「国土保全施策」等によりその自然の持つ機能を保全し、人の生活と自然が調和した山村社会の構築を目指します。

### (3) 山村振興法の改正に伴う山村振興基本方針の策定について

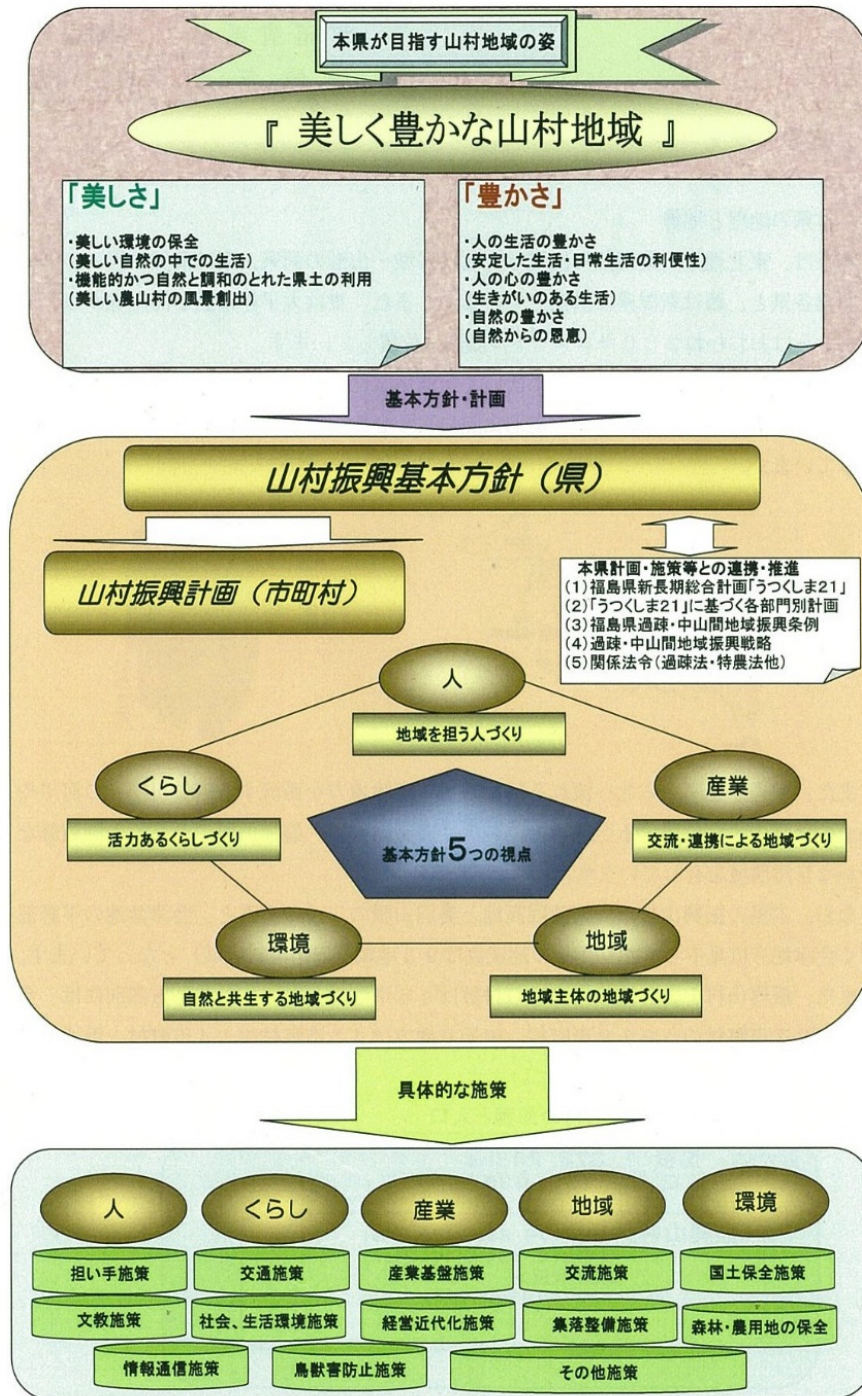
山村振興法の改正に伴い、本県の山村振興基本方針を平成28年度に一部改正しました。

### (4) 支援施策について

振興山村を有する市町村においては、以下の支援策を活用可能です。

- 農山漁村振興交付金（山村活性化対策（山村活性化対策事業））  
山村の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取組を支援します。  
上限3年間、ソフト定額（上限1,000万円/地区）  
※山村振興計画の策定が要件です。
- 振興山村・過疎地域経営改善資金  
農林漁業者等が、その地域の自然的、経済的条件に適応した経営の改善や農林漁業の振興を図ることにより、所得の安定確保、地域の活性化等を実現するために活用できる融資制度です。
- 中山間地域活性化資金  
地勢等の地理的条件が悪く、農業生産条件が不利な中山間地域において、農林漁業を総合的に振興して地域の活性化を図るため、加工流通施設、保健機能増進施設、生産環境施設の整備に活用できる融資制度です。

福島県山村振興基本方針基本理念イメージ図



---

## (2) 多面的機能支払交付金の仕組みについて教えてください。

---

### 事業目的

---

農業・農村は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しています。しかしながら、農村地域の過疎化、高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担増加も懸念されています。このため、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されることを目的に地域の共同活動に対して支援を行うものです。

### 事業内容

---

多面的機能支払交付金は、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成されます。

#### (1) 農地維持支払交付金

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充、強化、保全管理構想の作成

#### (2) 資源向上支払交付金

##### ① 地域資源の質的向上を図る共同活動

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・植栽による景観形成、ビオトープづくりなどの農村保全活動
- ・遊休農地の有効活用、農地周りの共同活動の強化など

##### ② 施設の長寿命化のための活動

- ・水路、農道等の施設の老朽化部分の補修や、機能維持のための更新等の活動

## 19 農山村・中山間地域支援・振興関係

### ③ 組織の広域化・体制強化

- ・旧市町村など広域的なエリアを対象とした「広域活動組織の設立」  
「組織の特定非営利活動法人化」支援

交付金額（10a 当たりの交付単価）

	①農地維持 支払	②資源向上支払（共 同活動）※1,2,3	①と②に取り組む場合	③資源向上支払 （長寿命化※4,5,6）	①,②及び③に取り組 む場合※7
田	3,000 円	2,400 円	5,400 円	4,400 円	9,200 円
畑	2,000 円	1,440 円	3,440 円	2,000 円	5,080 円
草地	250 円	240 円	490 円	400 円	830 円

- ※1：農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施している農用地については、単価は0.75を乗じた額となる。
- ※2：②の資源向上支払(共同活動)は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが基本。
- ※3：多面的機能の増進を図る活動に取り組めない場合は、単価は5/6を乗じた額となる。
- ※4：水路や農道などの施設の補修や更新を実施。
- ※5：本単価は交付上限額で、広域活動組織の規模を満たさず、かつ直営施工を実施しない場合は、単価は5/6を乗じた額となる。
- ※6：広域活動組織の規模を満たさない場合、③の交付上限額は、保全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じた額と上記単価に対象農用地面積を乗じた額の小さい額となる。
- ※7：②及び③と一緒に取り組む場合は、②の単価は0.75を乗じた額となる。従って、①、②及び③と一緒に取り組む場合、都府県・田では合計で9,200円/10aとなる。
- ※8：事業計画期間中に畑地化する場合、当該期間中においては、農地維持支払の交付単価は地目変更前の単価を適用する。
- ※9：畑には樹園地を含む。

### 支援の対象となる組織

#### (1) 農地維持支払

- ・農業者のみで構成される活動組織または広域活動組織
- ・農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織または広域活動組織

#### (2) 資源向上支払交付金

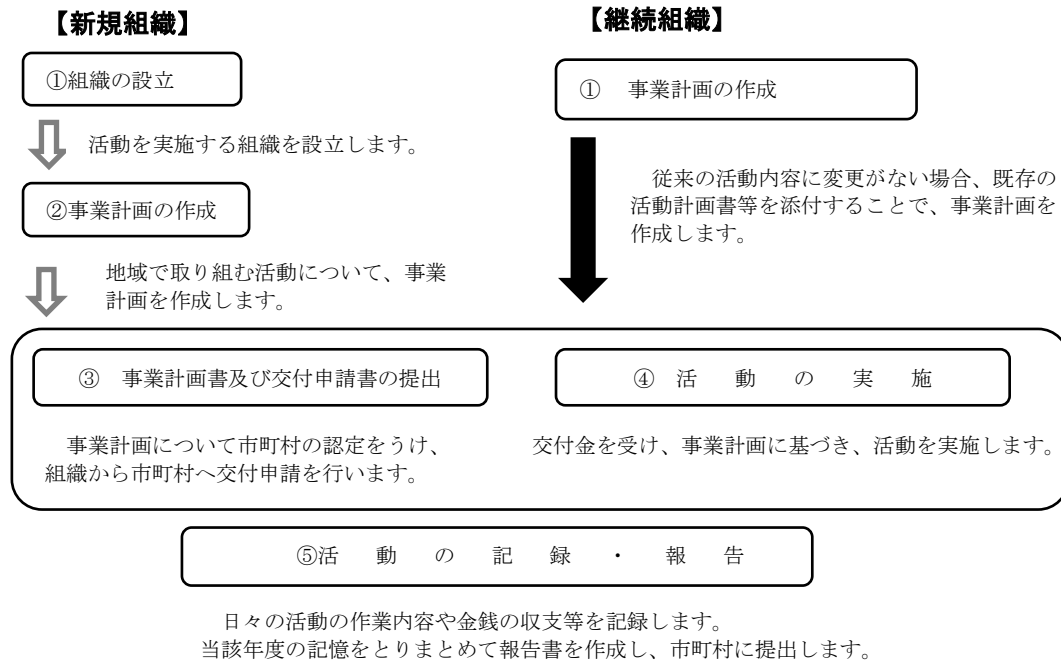
##### ① 地域資源の質的向上を図る共同活動

農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織または広域活動組織

##### ② 施設の長寿命化、組織の広域化・体制強化

- ・農地維持支払交付金と同様の活動組織または広域活動組織

活動の手順



(3) 中山間地域等直接支払交付金の仕組みについて教えてください。

**事業目的**

中山間地域においては、平場に比べて過疎化・高齢化が急速に進行し、農業生産条件が不利な地域が多いことから、国土保全上重要な役割を果たしている農地等への管理が行き届かず、遊休農地等の増加等により多面的機能の低下が懸念されています。このため、生産条件の不利性を直接的に補正し、遊休農地等の発生を防止を図り、もって、多面的機能を維持・保全することを目的に、中山間地域等への直接支払いを実施するものです。

**事業内容（※市町村により取扱いが異なります。）**

対象地域は、特定農山村法、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法の3法指定地域、棚田地域振興法に基づく指定棚田地域及び県知事特認地域。

対象農用地は、対象地域内の農振農用地区域内に存する一団の農用地（1ha以上）であって、次の（1）から（3）までのいずれかの基準を満たすもの。

- （1）急傾斜農用地（田:1/20以上、畑、草地及び採草放牧地:15度以上）
- （2）自然条件により小区画・不整形な田
- （3）緩傾斜農用地（田:1/100以上、畑、草地及び採草放牧地:8度以上）又は高齢化率・耕作放棄率が高い農地（個別に判断）で市町村長が認めるもの

対象者は、対象農用地において、集落協定又は個別協定を締結し、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等（第3セクター、生産組織等含む）。

対象行為は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して行われる農業生産活動等。



### 交付金額（10a 当たりの交付単価）

地目	急傾斜	緩傾斜
田	21,000 円	8,000 円
畑	11,500 円	3,500 円
草地	10,500 円	3,000 円
採草放牧地	1,000 円	300 円

注：小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地の場合は、緩傾斜の単価と同額になります。

注：集落戦略（地域の将来や地域の農地をどのように引き継いでいくかの取り決め）を作成しない場合、上記単価の 8 割となります。

#### ○加算措置

地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には、上記の交付単価に所定額が加算されます。なお、超急傾斜農地保全管理加算以外は、上記単価の 8 割で農業生産活動に取り組んでいる集落には、適用されません。

加算措置		田	畑	草地・採草牧草地
棚田地域振興 活動加算 ※1	超急傾斜	14,000 円	14,000 円	－
	急傾斜	10,000 円	10,000 円	－
超急傾斜農地保全管理 ※2		6,000 円	6,000 円	－
集落協定広域化加算 ※3		3,000 円	3,000 円	3,000 円
集落機能強化加算 ※4		3,000 円	3,000 円	3,000 円
生産性向上加算 ※5		3,000 円	3,000 円	3,000 円

※1 認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合、当該の農用地面積に加算します。

超急傾斜・集落機能強化・生産性向上の各加算との重複はできません。

※2 超急傾斜農地（田：1/10 以上、畑：20 度以上）の保全や有効活用に取り組む場合、当該の農用地面積に加算します。

## 19 農山村・中山間地域支援・振興関係

- ※3 他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結し、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保したうえで取組を行う場合、交付対象農用地全体に加算します。（上限額 200 万円/年度）
- ※4 新たな人材の確保や集落機能（営農に関するもの以外）を強化する取組を行う場合、交付対象農用地全体に加算します。（上限額 200 万円/年度）
- ※5 生産性向上を図る取組を行う場合、交付対象農用地全体に加算します。（上限額 200 万円/年度）
- ※6 複数の加算を実施する場合、活動の効率化が図られることから、加算の順位付けをしたうえで、上乗せする加算の単価は定められた単価から 1,000 円/10a を減額することとなります。

### 実施期間

---

実施期間は、令和 2 年度～令和 6 年度までの 5 年間。